

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

経済センサス基礎調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)は、経済センサス基礎調査規則(平成20年総務省令第125号)の定めるところにより、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として実施している。

本調査を平成26年に実施するに当たり、調査対象名簿の最新性を確保するため、企業構造の情報(本所・支所の関係情報等)を事前に把握することにより調査を円滑に実施することが可能となることから、事業所母集団データベースに記録されている情報に基づく経済センサス基礎調査名簿の作成等に係る条項の追加等を行うものである。

2 改正の概要

調査日等の変更及び経済センサス基礎調査事前名簿の作成等に係る条項の追加等を行うため、所要の改正を行うものである。

(1) 調査日(第四条関係)

調査日を平成二十六年七月一日に変更

(2) 名簿等の作成(第十一条関係)

経済センサス基礎調査事前名簿の作成に関する事項

(3) 調査の方法及び期間(第十二条関係)

調査期間を平成二十六年六月九日から翌月二十八日までの間に変更

3 施行期日

公布の日から施行する。